

リシモ是亦事實トナラス六日ノ羅漢寺演說會ニ関ス  
ル宣傳ビラヲ工場附近並ニ<sup>都下</sup>労働団体等ニ撒布又ハ  
配布シタルニ過キス

會社側ハ職工側ヨリ致セル解雇不承認ノ通告ニ對  
シ今日左記ノ如キ回答ヲ發送セリ

拜啓四月四日付を以て本會社の解僱通知は  
不当のものと認め承認難致日本社宛序々通  
知相成候處右解僱は被僱者の承認を要  
するものに無支候間序々告知相成度候也

大正十年四月五日 日本鑄鋼株式会社

六日日本鑄鋼會社同盟罷業華表演說會ヲ大島町

羅漢寺ニ開會日聽衆約二百三十三名(組合員約百二十名 其他附近労働者)平沢

計七議長席ニ着キ左記決議文ヲ聽衆ニ語り原案通り

可決実行委員ヲ選定シ其レヨリ平沢計七外十名ノ演

說アリ開會ニ當リ福岡金次郎ハ緊急動議アリト呼ビ

打揃ヒ鑄鋼會社前ヲ通過スヘキヲ提議シ聽衆也ニ和

シ一同ハ企業立憲協會ト記セル高張提灯ヲ先頭ニ労働

歌ヲ高唱シツツ全會社前ニ赴カントセシヲ以テ所轄署

ハ中途之ヲ阻止シ退散セルノ其際鶴岡貞三外一名ヲ

檢束セリ尙當日入場者ニ日本鑄鋼會社ノ同盟罷業

工ノ真相ヲ發表シテ論議ニ訴フト題セル印刷物ヲ配布セリ

### 決議

一我等労働者ハ日本鑄鋼會社職工諸君ノ爲レタル  
同盟罷業工ノ労働者ノ権利ヲ蹂躪セラルニ對シ